

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

A町（現在は、B市）役場より連絡があり、役場に出張で来ていた社会保険事務所（当時）の職員に、未納期間分の国民年金保険料をその場で、夫が私の分も含めて一緒に納めたはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A町役場から連絡があり、私の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、役場に出張で来ていた社会保険事務所職員に未納期間分の国民年金保険料を、夫が夫婦二人分納めたはずだ。」と主張しているところ、夫婦二人分の国民年金手帳記号番号は昭和46年7月6日に連番で払い出され、40年1月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿で申立人夫婦の国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和46年4月から平成3年2月までの期間のすべてについて、夫婦共に同一日に保険料を納付していることが確認できるところ、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの申立人の夫の保険料が過年度納付されていることから、夫婦二人分の保険料を納付したとする夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和40年1月から45年9月までの期間については、前記の主張から、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認

される上、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も当該期間の大半が未納となっている。

さらに、申立期間は長期間であるとともに、申立期間のうち、昭和40年1月から45年9月までの期間について、申立人及び申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日に係る記録を昭和51年5月24日に、資格喪失日に係る記録を同年12月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年5月から7月までは8万6,000円、同年8月から11月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月24日から同年12月23日まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、船員保険への加入記録が確認できない旨の回答をもらった。しかし、船員手帳でも雇入れが確認できることから、申立期間について船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた船員手帳の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間において、A丸の甲板員として乗船勤務していたことが認められる。

また、前記の複数の元同僚は、申立期間当時、A丸の乗組員は20人前後であったと証言しているところ、A丸の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同船で船員保険の被保険者資格を取得している者は20人確認できることから、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が船員保険に加入していたと考えられる。

さらに、元同僚は「申立人は申立期間以前から何年も乗っていたベテランなので、その年だけ船員保険に加入させないということは考えられ

ない。」と証言していることから、申立人だけがA丸に乗船しながら船員保険の加入対象とされず、給与から保険料が控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に同一職種（甲板員）で乗船していた同僚の申立期間における社会保険事務所の記録から、昭和51年5月から7月までは8万6,000円、同年8月から11月までは9万8,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の船員保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤る特段の事情もうかがわれないことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年5月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から45年9月まで  
A町(現在は、B市)役場より連絡があり、役場に出張で来ていた社会保険事務所(当時)の職員に、未納期間分の国民年金保険料をその場で、妻の分も含めて一緒に納めた記憶がある。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和36年5月に国民年金被保険者資格を喪失し、46年7月に新たに国民年金手帳記号番号が払い出され、40年1月にさかのぼって、国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間について、「A町役場より連絡があり、役場に出張で来ていた社会保険事務所の職員に、夫婦二人分の国民年金保険料の未納期間分をその場で納めた。」と主張しているものの、納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人が一緒に納付したとする申立人の妻の保険料も未納となっている。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA町の国民年金被保険者名簿における申立人の国民年金保険料の納付記録は一致しており、申立期間は未納とされている。

加えて、申立期間は59か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで (日付不詳)  
② 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで (日付不詳)

申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社において勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が名前を記憶していた元同僚は、「一緒に仕事はしていたが、申立人が厚生年金保険に加入していたか分からない。」と証言している。

また、現在の事業主であるC社に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該事業所の人事記録により、申立人は昭和 61 年 12 月 16 日にアルバイトで入社し、62 年 4 月 6 日に退社していたことが確認できるが、同社では、「申立期間当時、アルバイトは社会保険及び雇用保険に加入していない。」と回答している。

申立期間②について、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、その元同僚は、「出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入して

いない。」と証言している。

また、B社は昭和63年に解散しており、元事業主は会社にかかわるすべての資料は廃棄済みであるとしている。

さらに、D年金基金では、申立期間における申立人の加入記録は無いと回答している。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 24 日から同年 5 月 20 日まで  
私は、昭和 30 年 3 月 24 日から 33 年 8 月 25 日まで A 社(現在は、B 社)に勤務していたが、30 年 3 月 24 日から同年 5 月 20 日までの厚生年金保険が会社の事務手続誤りにより未加入になったと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

現在の事業主である B 社からの回答及び元同僚の証言により、申立人が申立期間ころ当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、「会社の事務手続誤りにより、申立期間の厚生年金保険が未加入になったと思われる。」と主張しているものの、申立人が一緒に当該事業所に入社したとして名前を挙げた元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人と同じ昭和 30 年 5 月 20 日となっている。

また、申立人が当該事業所に勤務していた期間において、入社時期が確認できる元同僚等 8 人中 6 人は、採用後 1 か月から 2 か月経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているほか、聴取することができた元同僚二人は、「私は採用と同時に厚生年金保険に加入しておらず、その間の厚生年金保険料は引かれていなかったと思う。」と述べている。

さらに、現在の事業主は、「申立期間当時の資料は既に廃棄されており、厚生年金保険料の控除や納付については不明であるが、現在も試用期間は設けているので、申立期間当時も試用期間はあったと思われる。」と回答している上、「試用期間の厚生年金保険料は給料から控除していない。」と述べている。

加えて、申立期間当時の事業主は既に他界しており、関連資料及び証言

を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月から同年12月まで(日付不詳)  
② 昭和33年5月から同年12月まで(日付不詳)

申立期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答であった。

しかし、私は申立期間も勤務し、事業主から「厚生年金保険には加入させていた。」と聞いているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該元同僚は、申立人のことは覚えていたが、勤務場所が違っていただけから、申立人についての勤務状況に関する証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金手帳の番号払出簿及びオンライン記録から、申立人は、昭和31年6月10日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、当該事業所において、最後に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員の被保険者資格取得年月日は昭和32年7月1日であり、それ以降に資格取得した形跡は確認できない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は、「叔父さんである事業

主が厚生年金保険に加入させてくれていた。」と主張しているが、同事業主は既に他界している上、当該事業所も解散していることから、厚生年金保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 382 (事案 33 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月から同年 11 月まで (日付不詳)  
② 昭和 30 年 8 月から同年 11 月まで (日付不詳)  
③ 昭和 31 年 4 月から同年 11 月まで (日付不詳)

A 社に勤務した昭和 29 年から 31 年までの申立期間の厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認青森地方第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできないため、年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

しかし、同じ年に勤務した元同僚が厚生年金を受給しているので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言から勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除までは確認できないこと、申立期間当時、一緒に勤務していたとする元同僚も申立人と同様に当該事業所で厚生年金保険に加入した記録が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、申立期間当時の別の元同僚に厚生年金保険の加入記録があるとして再申立てを行っている。

しかしながら、当該元同僚について調査したが、同人は、申立期間のいずれにおいても厚生年金保険被保険者の加入記録は確認できない上、厚生年金保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、新たに同僚として申立人より名前の挙がった3名についても調査したが、これらの元同僚についても厚生年金保険の記録は確認できなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 11 月 17 日から 26 年 8 月 20 日まで  
昭和 25 年 8 月に、A 事務所が従業員を募集しているのを新聞で知り、応募したところ採用され 1 年ほど勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 3 か月分とされているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間ころ A 事務所に勤務していたことは、申立人の具体的な業務内容に関する記憶から推認することはできる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人とは勤務していた時期が違うほか、仕事の内容も違う。」と供述しているほか、申立期間当時に当該事業所に勤務していた元同僚 8 人は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について証言を得ることはできなかった。

また、現在の B 機構 C 支部及び D 健康保険組合に対し、申立期間における勤務期間、厚生年金保険及び健康保険への加入状況等について照会した結果、いずれも不明との回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。